

[ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [監査第一課](#) > 住民監査請求(設楽ダムの水道用水の費用負担金について)の却下について

住民監査請求(設楽ダムの水道用水の費用負担金について)の却下について

掲載日:2018年4月23日更新

地方自治法第242条第1項に基づき、請求人552人(平成30年3月14日付け432人、同月30日付け120人)から提出されていました、設楽ダムの水道用水の費用負担金に関する住民監査請求について、愛知県監査委員は、本日付けで請求人に対し別紙1及び2のとおり却下する旨通知しました。概要は以下のとおりです。

1 請求の趣旨及び理由

愛知県は、設楽ダムの使用権の設定を申請し、ダム使用権設定予定者となっており、概算事業費2,400億円のうち水道用水分の264億円を負担し、毎年度当該年度分の支払いがなされる。

豊川水系フルプラン(豊川水系水資源開発基本計画、2006年策定)で想定した豊川水系の上水道の需要量は、一日最大給水量で33.9万 m^3 であった。また、既存施設の供給能力の近年2/20供給可能量(近年20年間で2番目の渇水年における供給可能量)は、愛知県需給想定調査に基づけば、28.6万 m^3 (一日最大給水量)であった。

しかし、同プランの目標年である2015年における、豊川水系の上水道の一日最大給水量は、27.0万 m^3 (「愛知県の水道 水道年報」)であった。

目標年の実績が想定した需要量にならず、かつ、設楽ダムのない既存施設でも、供給可能なことが確定したことから、設楽ダムの水道用水の必要性は失われたので、そのダム使用権設定申請を取り下げて、以後の費用負担金の納付義務をなくし、納付した費用負担金の返還を求めなければならない。

よって、設楽ダムの愛知県の水道用水の費用負担金につき、(1)ダム使用権設定申請の取下げ、ないしそれをしないことの違法確認、(2)支出をしない、(3)支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、(4)その他必要な措置、以上の措置を求めるものである。

2 判断の趣旨

(1) 請求人552人のうち14人からの請求について(別紙1)

請求人は愛知県の住民であることが要件であるが、請求書に記載された請求人の住所地の本県各市町に対して住民登録の有無を照会した結果、本県の住民であることが確認できなかったことから、本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件を欠いているので、不適法である。

(2) 請求人552人のうち538人からの請求について(別紙2)

住民監査請求において、請求人は違法又は不当と主張する財務会計上の行為について、違法又は不当である理由あるいは事実を具体的に摘示する必要がある。

本件住民監査請求において、請求人は、財務会計上の行為である水道用水の費用負担金の支出自体の違法性・不当性ではなく、ダム使用権の設定申請を支出の原因行為として捉え、これを取り下げないことの違法性・不当性を主張しているものと解される。

しかしながら、水資源開発施設については、その整備に長期間を要し、急に水需要が増大しても、その施設が完成するまでは供給を行うことができないという特質を有していることを考慮すると、豊川水系フルプランの目標年の一日最大給水量の実績が、請求人が主張するように想定需要量に達していないとしても、設楽ダムの水道用水の必要性が失われたとして、ダム使用権の設定申請を取り下げないことに違法性・不当性があるとまで、直ちに断ずることはできない。

このように、請求人は、財務会計上の行為である水道用水の費用負担金の支出自体の違法性・不当性を主張していないばかりでなく、その主張からは、ダム使用権の設定申請を取り下げないことについても違法性・不当性があると直ちに認めることはできない。

よって、請求人の主張は、本県財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に摘示しているものとは認められない。

以上により、本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、却下は免れない。

[別紙1 \[PDFファイル/33KB\]](#)

[別紙2 \[PDFファイル/79KB\]](#)

このページに関する問合せ先

[監査第一課](#)

企画・特別監査グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 Tel:052-954-6805 Fax:052-954-6967

[メールでの問合せはこちら](#)